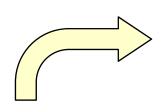
社会復帰促進等事業に係るPDCAサイクルの見直しについて

- 社会復帰促進等事業(以下「社復事業」という。)については、行政刷新会議事業仕分け等において「原則廃止」とされるなど、無駄の排除の徹底の観点から、ガバナンスの抜本的な強化が求められている。
- このため、平成23年度概算要求を見直し、対前年度で、事業数を29事業、予算額を約5 4億円削減したところであるが、「社会復帰促進等事業に係る目標管理に係る基本方針」に ついても見直し、無駄をなくす仕組みを構築する中で、より重点的に監視する体制を構築す る。
- 〇 新基本方針については、平成23年度に実施する「平成22年度成果目標の実績評価及び 平成23年度成果目標」から適用する。

新基本方針 (下線部分は改正部分)

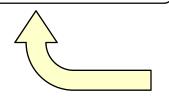
基本的な考え方

- すべての事業を目標管理の対象とする。
- 目標は、アウトカム指標(政策効果)と<u>アウトプット指標(事業執行率)</u>を用いて設定することを原則とし、質と量の両面 を評価する観点から、可能な限り複数の目標を設定する。
- アウトカム指標で測定することができない事業については、別の評価基準を設定する。
- 執行実績が相対的に低い事業、社復事業として実施する必要性が相対的に低い事業等を検討会(社会復帰促進等 事業に関する検討会)において点検し、その結果は、部会(労災保険部会)でも議論し、PDCAサイクルの一環として位 置づける。また、議事録等を厚生労働省HPで公表し、検討会自体も公開とすることで、PDCAサイクルをより透明化する。



A(改善)

- ・ 目標達成度や事業実績等を踏まえ、当該年度における評価を 翌年度に行い、翌々年度の概算 要求に反映する。
- 事業の見直し状況について、 部会において確認を行う。

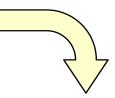


P(計画)

- 目標を設定する事業の性質に応じて、重点的目標管理、 複数年度目標管理、その他事業に係る目標管理に区分して、目標の設定を行う。
- 複数年度目標管理事業についても、複数年度にまたが る目標だけでなく、当該年度の目標も設定する。
- ・ 独立行政法人が行う事業に関する目標は、独法通則法 に基づく中期目標も考慮して目標設定を行う。

C(評価)

- ・ アウトカム指標とアウトプット指標により、A~Cの3区分で 評価する(区分については、検討会・部会における議論を踏まえて設定)。
- ・ 評価の際の要因分析
- 新たに社復事業として実施する事業については、<u>部会に</u> おいても必要性の確認を行う。



D(実行)

- 評価の際の要因分析を踏まえるとともに、実施主体に対し目標を明示させた上で、事業を実施する。
- 可能なものについては、四半 期単位での事業実績等のモニタ リングを行う。

